

# 地球規模課題国際研究ネットワーク事業の実施について

21農会第916号

平成22年1月8日

農林水産技術会議事務局長

## 第1 趣旨

世界的な食料供給への懸念、地球温暖化の影響の顕在化等地球規模の様々な課題への対応が大きな課題となっている。こうした中、我が国は温室効果ガス削減の高い目標を掲げ、技術開発を進めながらその実現を主導していくこととしている。さらに、G8首脳会合で取り上げられる等国際社会において研究開発、新技術に対する期待が一層高まっている。こうしたことから、今後は、課題解決に向けて我が国の研究機関の一層の連携強化を図り、課題解決に向けた取組を強化することが必要となっている。

このため、地球規模課題国際研究ネットワーク事業（以下「本事業」という。）において、

- ① 国内機関の国際研究ネットワーク等の形成の推進（以下「国際研究ネットワーク形成等の推進」という。）
- ② 国際共同研究等の推進等に取り組むこととする。

## 第2 本事業の実施方針

本事業の推進に当たって必要な事務の取扱い、円滑な推進に必要な措置等については、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（平成18年3月31日農林水産技術会議決定。以下「評価指針」という。）に規定するもののほか、この決定（以下「本決定」という。）に定めるところによる。

## 第3 事業の構成

本事業については、以下の構成に基づき、農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）が事業全体の効果的な事業実施、円滑な事業の推進を図ることとする。

### 1 国際研究ネットワーク形成等の推進

国際研究ネットワークの形成等の推進のため、センター機関を設置して、国際研究分野における技術的な目利き、将来予測、国際共同研究の成果等の幅広い普及、国際研究全般に関するシンポジウム開催等を行う。

### 2 国際共同研究等の推進

国際共同研究等を推進するため、食料安全保障分野や環境・資源分野について研究テーマを設定して、ハブ機関を中心とした複数の研究機関からなるコンソーシアムにより、国際共同研究等に取り組む。また必要に応じて、海外現地調査、国際ワークショップ開催等に取り組む。

## 第4 事業実施の体制

### 1 事業実施の体制

事務局国際研究課（以下「国際研究課」という。）が事業の運営管理の中心になっ

て取り組むこととする。また、第3の1及び2については、国際研究課を中心とした運営管理の下、国内の研究機関等への委託により取り組むこととする。

委託に当たっては、第3の1及び2について、効率的・効果的な事業推進のため、それぞれ広く公募を行うこととする。公募における選考手続き、公募に当たっての条件等については、別途応募要領を定めることとする。

## 2 プログラムディレクターの設置

事業の一体的な実施、円滑な運営等を図るため、国際研究課長を事業の統括、全体管理等を行うプログラムディレクター（以下「PD」という。）とする。PDは、特に、第3に掲げる事項の一体的な運営に配慮するものとする。

## 3 公募、委託契約の締結等の契約事務

本事業に関する契約事務を的確に行うため、事務局の関係部署が密接に連携して、委託契約書の取りまとめ、選考先との委託契約の締結、委託先との連絡、委託費の支払い、契約の終了等の業務を行うとともに、委託契約の規定について適切な対応がなされるように、委託先の指導、連絡調整等を行うものとする。

## 4 関係部局等との連携

本事業の企画、実施、運営等のため、PDは、事務局の関係部署、農林水産省内の関係局庁等（以下「関係局庁等」という。）との連携を十分に行うこととする。特に、新たな研究テーマ等を企画、実施するに当たっては、関係局庁等との連絡調整に十分留意するものとする。

# 第5 地球規模課題国際研究ネットワーク事業運営委員会の設置

1 本事業の企画・立案、進行管理等を行うため、事務局に地球規模課題国際研究ネットワーク事業運営委員会（以下「事業運営委員会」という。）を設置する。

2 事業運営委員会は、PD、事務局の関係部署、外部有識者等が参加した上で、必要に応じて関係局庁等、本事業の委託を受けている機関等に参加を依頼することとし、国際研究課長が必要に応じて開催する。

3 事業運営委員会は次の事項を行う。

- ① 本事業の推進方策の検討
- ② 本事業の進捗状況、成果の把握
- ③ その他

# 第6 事業の実施内容・方法

1 国際研究ネットワーク形成等の推進について

別紙1「国際研究ネットワーク形成等の推進について」に記載

2 国際共同研究等の推進について

別紙2「国際共同研究等の推進について」に記載

# 第7 委託事業の適切な執行の確保

1 委託費

事務局は、本事業における委託費の適切な執行を確保するために、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）」に従って、委託先等

に対する適正執行について説明を行い、また必要に応じて指導を行うとともに、委託先における指導、チェック体制等の整備を求めるものとする。

## 2 研究開発活動

PDは、研究上の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）を防止するため、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）」に沿って、委託先が、研究活動の不正行為に関する告発等を受け付ける窓口を設置し、不正行為の告発があった場合に調査委員会を設置し調査を行う等、研究活動の不正行為に対応する適切な体制を整備するように指導を行う。

## 第8 終了時の対応

毎年度のセンター機関の契約終了時、複数年のコンソーシアムの研究開発の終了時、事業全体の終了時、次のような対応を行うものとする。

### 1 センター機関の契約終了時

PDは、センター機関については、単年度契約であることから、契約終了時において評価を実施するものとする。また、事業終了後においても、それぞれの活動の中で国際研究ネットワークの形成等に引き続き貢献することを要請するものとするほか、事務局からの事業評価等の各種調査について協力するよう依頼するものとする。

### 2 コンソーシアムの研究開発の終了時

コンソーシアムについては、研究テーマについて引き続き研究開発に取り組むことが想定されることから、PDは、委託事業の成果についてさらに研究開発を進め知的財産権が生じることとなった場合は、委託契約書に基づく報告等の手続きが必要であること等について、周知を図ることとする。

また、引き続き、それぞれの活動の中で国際研究ネットワークの形成等に貢献することを要請するものとするほか、事務局からの事業評価等の各種調査について協力するようPDが依頼するものとする。

### 3 事業の終了時

事業運営委員会は、事業全体に関する評価を実施する。

また、PDは、本事業終了後においても、本事業の成果が、的確に事務局、委託先等において適切に引き継がれ、将来的に発展させていけるように努めるものとする。

## 第9 評価・点検の実施

本事業に関する評価については、評価指針、事業の特性等に基づき、別紙3の「地球規模課題国際研究ネットワーク事業の評価及び点検について」のとおり評価及び点検を行う。

## 第10 事業終了後の対応について

### 1 連絡の維持

事後評価のための調査等を実施することが必要となることから、事務局は、委託契約終了後においてもセンター機関、コンソーシアム等との連絡を維持するよう努めることとする。

## 2 追跡調査

国際研究課は、事業終了後においても必要に応じて委託先等に対してアンケート調査等を実施し、事業の成果の普及、活用状況等について把握するように努めることとする。

### 第11 その他

本決定については、今後、事業の推進、運営管理等を行っていく中で、必要に応じて見直しを行っていくこととする。

## (別紙1) 国際研究ネットワーク形成等の推進について

### 第1 国際研究ネットワークについて

本事業における国際研究ネットワークとは、農林水産分野における国内研究機関の国際研究に関する知識や経験の共有等を促進するとともに、相互の連携を強化するつながりを目指し、センター機関がその中心となる役割を果たすことを目指す。

### 第2 センター機関の選考、委託について

国際研究ネットワーク形成等の推進のための委託先の選定については、農林水産省の公募に関する規定に沿って、年度毎に公募し、選考を行うこととする。公募により選定された国内機関（センター機関）と事務局が委託契約を締結し、センター機関に事業を実施させることとする。

### 第3 センター機関に対する指導

PDは、国際研究ネットワークの形成の推進等が円滑に推進されるように、センター機関と密接に連携を図りながら事業の進行管理を行うものとする。また、PDは、センター機関と国際共同研究の推進等に取り組むコンソーシアムとの連携も推進し、事業の効果を高めるよう努めるものとする。

## (別紙2) 国際共同研究等の推進について

### 第1 国際共同研究等について

本事業の国際共同研究等とは、海外の研究機関と共同して取り組む共同研究、海外研究機関の協力を受けた海外での研究開発、海外研究機関との研究交流等を含むものとする。

国際共同研究等を推進するため、食料安全保障分野と環境・資源分野において研究テーマを設定し、それぞれの研究テーマに対して公募を行うこととする。こうした公募によって選定した国内研究機関から構成されるコンソーシアム（ハブ機関及びコンソーシアム参加機関）に対する国からの委託研究開発として、国際共同研究等を推進するものとする。

### 第2 コンソーシアムへの委託について

研究テーマに取り組むためのコンソーシアムは、国内研究機関から構成されるものとし、農林水産省の公募に関する規定に従って、公募し、選考を行うこととし、審査の方法等については別途定めることとする。公募に際しては、研究期間は3年以内とし、研究テーマが設定された年度に選考されたコンソーシアムが、2年度目、3年度目も原則引き続き担当するものとする。

事務局からは、コンソーシアムの中核となるハブ機関との間で委託契約を締結するものとし、ハブ機関とコンソーシアム参加機関との間で契約（再委託契約）を締結することによって、国際共同研究等を推進するものとする。

公募や委託に際して必要となる、本決定に定めるもの以外の応募資格、委託費の対象範囲、委託の条件等については、別途応募要領で定めることとする。

### 第3 研究成果に対する適切な取扱いについて

本委託事業においては、研究開発から生じた成果については、「産業技術力強化法（平成12年法律第44号）」の第19条（国が委託した研究及び開発の成果等に係る特許権等の取扱い）に基づき、次の①～④の条件のもとで、事務局としては原則譲り受けられないことができるものとする。

この時、国内の農林水産業の振興に支障を来すなど農林水産研究開発の推進上、不適當を判断される場合には、委託先から研究開発から生じた成果を譲り受けることとする。

譲り受けないことの可否については、法令に基づく研究成果報告書が当方まで提出された段階で検討・決定し、委託先に通知するものとする。

なお、独立行政法人、国立大学法人又は地方公共団体の研究開発から生じた成果については、これら機関が公共性の高い機関であること等から、研究成果報告書の受領を持って、研究開発から生じた成果をこれら機関に帰属させることとする。

- ① 研究成果が得られた場合には、ハブ機関は遅滞なく、コンソーシアム参加機関はハブ機関を通じて遅滞なく、事務局長に報告すること。
- ② 事務局長が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、事務局長に対して当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

- ③ 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由がない場合に、事務局長が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。
- ④ 当該知的財産権を第三者に譲渡、実施許諾等する場合には、あらかじめ事務局長の承認を受けること。

#### 第4 海外の研究機関に対する対応について

本事業の国際共同研究等として、コンソーシアムと共同して海外の研究機関が研究開発に取り組む場合にあっては、海外の研究機関の研究開発については、本委託事業の対象とはせず、委託費の中には海外の機関の研究開発に要する費用は含めないこととする。

ただし、研究開発以外のものについては、例えば、分析等の役務費、会場借料等の賃借料、管理に要する人件費等は委託費の対象とすることができることとする。

#### 第5 国際共同研究等における成果への適切な対応について

PDは、コンソーシアムが、事務局からコンソーシアムへの委託契約の規定に沿った対応ができるように、必要に応じて、コンソーシアム、ハブ機関、コンソーシアム参加機関が海外の研究機関と国際共同研究契約等を締結することや、そうした国際共同研究契約等を締結しようとする場合にあっては、事前に事務局まで協議を行うことなどについて、コンソーシアムに対して指導を行うものとする。

#### 第6 プログラムオフィサー

- 1 事務局長は、コンソーシアムの研究テーマの推進方策の検討、研究の進捗状況、成果の把握、フォローアップ等を行うため、事務局の職員の中からプログラムオフィサー（以下「PO」という。）を指名する。
- 2 POは、コンソーシアムの進行管理、関係局庁等との調整、本決定第5の事業運営委員会への報告等を行う事項のとりまとめ等をPDと協力して行う。
- 3 PD及びPOは、研究の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、コンソーシアムに対して、指導、助言、研究計画の見直し等を行うものとする。

#### 第7 研究推進会議

- 1 各コンソーシアム毎に、PDが委員長、POを副委員長とし、外部有識者等の参加を得て研究推進会議を設置する。また、必要に応じてコンソーシアムや関係局庁等にも参加を求める。

研究推進会議では、

- ① 推進方策の検討
- ② 実施期間全体及び毎年度の研究実施計画の検討
- ③ 研究の進捗状況、成果の把握

等を行う。

- 2 研究推進会議は、PDが毎年度1回以上必要に応じて開催するものとする。

## (別紙3) 地球規模課題国際研究ネットワーク事業の評価及び点検について

本事業については、評価指針の「第4 研究制度評価」、本事業の特性を考慮した評価の対応の検討結果等に基づき、次のように評価及び点検を実施することとする。

### 第1 評価指針に基づく評価について

事業全体について、制度終了時に行う事後評価を評価専門委員会において実施し、評価結果については公表するものとする。

具体的な評価項目、評価基準については、別表1のとおりであり、様式1により提出する。

### 第2 本事業独自の評価、点検について

#### 1 センター機関の評価について

「国際研究ネットワークの形成等の推進」については、センター機関への単年度の委託が終了する時点、本決定第5の事業運営委員会において評価を実施し、その結果をPDが取りまとめることとする。評価結果については、次年度以降の活動の検討等のために事務局において活用するとともに、公表するものとする。

評価項目、評価基準については、別表2のとおりであり、様式2により提出する。

#### 2 コンソーシアムの研究開発に関する評価、点検について

「国際共同研究等の推進」においては、コンソーシアムによる研究開発に要する期間として、原則3年以内であることから、研究開発に関する評価、点検については、次のような対応とする。

##### (1) 研究開発終了時における評価について

コンソーシアムの研究開発が終了する年度の年度末において評価を実施する。

評価の実施に当たっては、別紙2の第7の研究推進会議においてコンソーシアム毎に研究開発に関する評価を行い、その結果を公表するものとする。

評価項目、評価基準については、別表3のとおりであり、様式3により提出する。

##### (2) 研究期間中の研究開発の進捗の点検について

(1)と同じく、研究推進会議においてコンソーシアム毎に毎年度、研究の進捗状況について点検を行うこととする。

点検結果については、PDが取りまとめることとし、次年度以降の研究計画の検討等に事務局において活用する資料とする。

点検項目、点検の基準については、別表4のとおりであり、様式4により提出する。

## 事後評価の評価項目及び評価基準

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項（注2）	評価基準
1. 事業の目標の達成度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の目標の達成度</li> <li>・ 国際研究ネットワークに参加する機関、ネットワークの活動の実績等</li> <li>・ 国際研究活動に従事する国内研究機関、活動実績等</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
2. 事業が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会・経済への効果（地球規模課題の解決への貢献、国際研究ネットワーク形成による課題解決、世界への貢献、知的財産の形成、人材育成等）の明確性</li> <li>・ 得られた事業の成果の活用実績</li> <li>・ 事業の成果の活用方法の明確性（行政施策への貢献、事業化・実用化の見通し等）</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
3. 事業の推進方法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の妥当性</li> <li>・ 投入された研究資源の妥当性</li> <li>・ 海外機関の取組</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
4. 事業の成果の意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の科学的、社会・経済的意義</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
<p>〔総括評価基準〕</p> <p>1～4の観点をつまみ、事業全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。</p> <p>S：事業は予想以上の成果をあげた。</p> <p>A：事業は概ね目的を達成した。</p> <p>B：事業の目的の達成がやや不十分であった。</p> <p>C：事業の目的の達成は不十分であった。</p>		

(注1) 各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は以下のとおり。

- ・ 事後評価では必要性は4、効率性は3、有効性は1及び2

## 事後評価の評価項目、評価基準

事業名		担当課名	
事業費	事業総額 億円	事業期間	平成〇～〇年度
[事業の概要]			
目 標	<事業の目標>		
1. 事業の目標の達成度等			評価ランク：
2. 事業が社会・経済等に及ぼす効果の明確性			評価ランク：
3. 事業の運営方法の妥当性			評価ランク：
4. 事業の意義			評価ランク：
<b>【総括評価】</b> ※総括評価欄は、評価専門委員会において記述			

(注) 具体的な評価項目基準については、別表1参照

## センター機関の評価項目及び評価基準

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項（注2）	評価基準
1. 事業の目標の達成度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の目標の達成度</li> <li>・ 国際研究ネットワークに参加する機関の実績等</li> <li>・ ネットワークの活動の実績等</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
2. 事業が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会・経済への効果（国際研究ネットワークの形成への貢献、国内研究機関の連携の強化等）の明確性</li> <li>・ 現状の明確化への貢献</li> <li>・ 事業の成果の活用方法の明確性（行政施策への貢献、事業化・実用化の見通し等）</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
3. 事業の推進方法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進行管理（ネットワークの運営、技術的目利きの的確さ等）の妥当性</li> <li>・ 投入された資源の妥当性</li> <li>・ 海外機関の取組</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
4. 事業の成果の意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の科学的、社会・経済的意義</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
<p>〔総括評価基準〕</p> <p>1～4の観点をつまみ、事業の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。</p> <p>S：事業は予想以上の成果をあげた。</p> <p>A：事業は概ね目的を達成した。</p> <p>B：事業の目的の達成がやや不十分であった。</p> <p>C：事業の目的の達成は不十分であった。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は以下のとおり。  
 ・ 事後評価では必要性は4、効率性は3、有効性は1及び2

## センター機関の評価項目、評価基準

事業名		担当機関名	
事業費	事業総額 千円	事業期間	平成○年度
[事業の概要]			
目 標	<事業の目標>		
1. 事業の目標の達成度等			評価ランク：
2. 事業が社会・経済等に及ぼす効果の明確性			評価ランク：
3. 事業の運営方法の妥当性			評価ランク：
4. 事業の意義			評価ランク：
【総括評価】			

(注) 具体的な評価項目毎の基準については、別表2参照

## コンソーシアムの評価項目及び評価基準（終了年度）

評価項目（注 1）	評価項目に含まれる事項（注 2）	評価基準
1. コンソーシアム等の目標の達成度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の目標の達成度</li> <li>・ 国内研究機関による研究開発の進捗状況</li> <li>・ 海外（機関）での研究開発の進捗状況</li> <li>・ 研究開発の成果等</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
2. コンソーシアム等が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会・経済への効果（地球規模課題の解決への貢献、世界への貢献、知的財産の形成、人材育成等）の明確性</li> <li>・ 得られた研究成果の活用実績</li> <li>・ 事業の成果の活用方法の明確性（行政施策への貢献、事業化・実用化の見通し等）</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
3. コンソーシアム等の推進方法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の妥当性</li> <li>・ 投入された研究資源の妥当性</li> <li>・ 海外機関の対応状況</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
4. コンソーシアム等の成果の意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の科学的、社会・経済的意義</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
<p>〔総括評価基準〕</p> <p>1～4の観点をつまみ、研究制度全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。</p> <p>S：事業は予想以上の成果をあげた。</p> <p>A：事業は概ね目的を達成した。</p> <p>B：事業の目的の達成がやや不十分であった。</p> <p>C：事業の目的の達成は不十分であった。</p>		

（注 1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は以下のとおり。

- ・ 事後評価では必要性は 4、効率性は 3、有効性は 1 及び 2

## コンソーシアムの評価項目、評価基準（終了年度）

研究テーマ名		担当コンソーシアム及び機関名	
事業費	研究費総額 百万円	事業期間	平成〇～〇年度
[事業の概要]			
目 標	<事業の目標>		
1. 事業の目標の達成度等			評価ランク：
2. 事業が社会・経済等に及ぼす効果の明確性			評価ランク：
3. 事業の運営方法の妥当性			評価ランク：
4. 事業の意義			評価ランク：
【総括評価】			

(注) 具体的な評価項目基準については、別表3参照

## 点検の項目及び基準

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項（注2）	評価基準
1. 研究の進捗状況、今後の目標の達成可能性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンソーシアムの研究の進捗状況</li> <li>・ 目標の今後の達成可能性</li> <li>・ 論文、特許、普及に移しうる成果等の実績</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
2. コンソーシアムや研究の運営方法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の妥当性</li> <li>・ 投入された研究資源の妥当性</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
3. その他（海外機関の取組）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外機関との連携の状況、海外機関の取組の状況</li> <li>・ 国が関与して研究制度を推進する必要性</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
<p>〔総括〕</p> <p>1～4の観点を踏まえ、コンソーシアムによる取組全体の総合的な点検として、次の4段階で行う。</p> <p>S：予想以上の成果をあげており、高く評価。</p> <p>A：適切に運営・管理されており、継続することは妥当。</p> <p>B：見直しが必要。</p> <p>C：研究を中止することも検討すべき。</p>		

(注1) 各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は以下のとおり。

・ 中間評価では必要性は4、効率性は3、有効性は1及び2

(注2) 研究制度内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

## 点検項目、基準について

研究テーマ名		担当コンソーシアム及び機関名	
事業費	事業総額 百万円 (うち執行額 億円)	研究期間	全期間：平成〇～〇年度 (実施期間：平成〇～〇年度)
[研究テーマの概要]			
目 標	<研究目標>		
1. 研究テーマの進捗状況、今後の目標の達成可能性等			評価ランク：
2. コンソーシアムや研究の運営方法の妥当性			評価ランク：
3. その他（海外機関の取組）			評価ランク：
【コメント】			

(注) 点検の項目、基準については別表 4 を参照。